

！ ご加入にあたってのご注意

1. ご契約いただく前に必ず申込書に添付されている「重要事項説明書」をお読みいただき、ご契約内容の確認事項を確認の上でお申込みいただきますようお願い申し上げます。
2. 保険期間（保険のご契約期間）の日数は、「旅行の目的をもってご自宅を出発される日から起算して、ご自宅に帰着される日まで」となります。たとえば「4月1日より4月7日までの旅行」の保険期間は7日となります。**（保険期間はご出発の当日を含めて数えます）**
3. 保険期間開始日時点で被保険者の**年齢が満15歳未満の場合** または 契約者と被保険者が相違する場合で、**被保険者の同意がない場合** ご契約いただける「**傷害死亡**」および「**疾病死亡**」保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約等（別紙注意喚起情報2. (I) ①＊1を参照）と**合算して1,000万円が限度**となりますのでご注意ください。
（注）ご旅行の内容によっては1,000万円以上のお引き受けが可能な場合もございますので、詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。
4. 治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。
5. キューバが渡航先に含まれる場合にはお引き受けできませんので、あらかじめご了承ください。
6. この海外旅行保険は、海外旅行の目的をもって一時的に生活の拠点である日本の住居を出発してからその住居に帰着するまでの「旅行期間」中に生じる「旅行行程中の危険」を補償するためにお引き受けしています。したがって**既に日本国外に滞在されている方、日本への帰国予定が定かでない方および日本国外に永住される方または永住権（グリーンカード等）をお持ちの方等を被保険者とするお申込みはお引き受けできません**。そのため保険申込時または保険金請求の際に在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
7. 短期間の旅行期間の延長を除いて、日本への帰国予定が変更になったことを理由とする保険期間の延長や繰り返される延長のお申し出についてはお引き受けできないことがありますのであらかじめご了承ください。
8. **この保険の対象となる事故が発生したときは弊社保険金カスタマーセンターまたは、取扱代理店まで病気、ケガの状況その他損害の程度を書面で30日以内にご通知ください。正当な理由がなくご通知のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。**
9. 旅行目的が観光、商談、視察、報道取材、会議出席等以外で実務上の職業危険（たとえば、外国でダムやビルの建設業務にたずさわる方、農業・林業にたずさわる方）を伴う場合はお申し出ください。
10. 旅行先でピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗などの特に危険な運動をする場合は原則お引き受けできません。
11. 被保険者またはそのご家族がすでに同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

Web約款のご案内 www.chubb.com/jp-yakkan

弊社では、お客様の利便性と環境保護を推進するためインターネットでご覧いただけるWeb約款を導入しました。世界中のどこからでもインターネット環境があればご覧いただけます。Web約款は冊子約款作製にかかる資源、エネルギーを削減でき環境保護につながっています。インターネットでご覧にならない方には冊子約款もご用意しております。冊子約款をご希望の方は申込書で冊子約款希望をお申し出ください。なお事故時の対応方法等を記載したトラベラーズハンドブック（要約版）は全てのご契約者にお渡しいたします。

エース損害保険株式会社 (A Chubb Company)

弊社では、斬新な発想とチャブ・グループのグローバルなネットワークをもとに、多様なお客様に対し企業火災保険、個人火災保険、新種保険、傷害保険、自動車保険等を提供しています。日本での実績は、前身会社を含め外資系損保会社としては最長の95年以上におよびます。米国格付機関スタンダード＆プアーズ社からは、保険財務力および発行体格付けともに「A+」（2016年6月現在）の評価を受けています。また、資本金は81.5億円、ソルベンシー・マージン比率は1,138.5%です（2015年6月末現在）。エース保険はチャブ・リミテッドの100%子会社であり、チャブ・グループの一員です。チャブ・グループは、54カ国で事業を展開し、約30,000名の従業員を擁する世界最大手の損害保険会社です。豊富な商品構成やサービス、幅広いディストリビューション能力、優れた財務力、卓越した保険引受、高品質の損害サービス、グローバルな拠点展開でお客様のご要望にお応えします。

※このパンフレットは、2016年8月現在による商品概要を説明したものです。

取扱代理店	引受保険会社
	エース損害保険株式会社 (A Chubb Company) 2016年10月1日より「Chubb損害保険株式会社」に社名変更 〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山 www.acegroup.com/jp

Chubb. Insured.SM

海外旅行保険

Overseas Travel Insurance
Chubb | Travel

CHUBB®

2016 年 8 月第 1 版

安心の海外サービス体制

万一の時も、トータルにサポートいたします！

1. 日本語サービス

主なサービス内容

- 保険金請求手続等に係わるご相談
 - 医療に関する様々な手配サービス
 - クレジットカードやパスポートの紛失・盗難に関するご相談
- 日本語対応
24時間
年中無休
- など

2. キャッシュレス医療サービス (サービス利用が可能な病院)

弊社のキャッシュレス医療サービスが利用できる病院では、お客様は現金不要です。
世界主要都市に利用が可能な病院を配置しておりますので、万一の際には安心して治療をお受けください。

※病院の都合により移転・閉鎖またはキャッシュレスサービスのご提供ができない場合がありますのでご了承ください。

3. 緊急アシスタンスサービス

主なサービス内容

- 医師・病院の紹介
 - 入院・転院の手配
 - 医療施設への移送
 - 日本への帰国手配
- など

4. スーツケース修理業者 紹介サービス

お客様が、海外旅行中の事故により破損したスーツケースを修理されるにあたり、弊社が提携している修理業者を紹介させていただきます。

1. 宅配業者による無料の発送・受取りを行います。(日本国内に限る。)
2. 弊社が修理代金を直接修理業者に支払います。
3. 修理ができない場合には、破損品を修理業者が無料で廃棄処分いたします。(この場合、損害品のご返却をご希望される場合には、返却送料を着払いにてご負担いただきます。)

※携行品損害保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

※上記1.2.3.のサービスはプレステージインターナショナル社およびコーポレート・サービス・ネットワーク社との提携により提供しています。

安心の補償内容

ケガや病気に関する補償

① 傷害死亡

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因でお亡くなりになられた場合に、傷害死亡保険金をお支払いいたします。

② 傷害後遺障害

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いいたします。

③ 治療・救援費用

- ・海外旅行中にケガや病気の治療を受けた
 - ・3日以上続けて入院した際にご家族の方に現地に来てもらうなどの場合に…
- 治療費・入院費・手術費用
 - ご家族(救援者)の現地までの交通費・宿泊代などをお支払いいたします。

④ 応急治療・救援費用

「旅行前にかかっていた病気」が、旅行先で急激に悪化した場合に、応急治療・救援費用をお支払いいたします。

旅行前にすでに渡航先での診察が予約されていた場合など、補償の対象外となる場合があります。

⑤ 疾病死亡

海外旅行中に病気が原因でお亡くなりになった場合に、疾病死亡保険金をお支払いいたします。

他人にケガ等をさせたときの補償

⑥ 賠償責任(自己負担なし)

- ・海外旅行中に誤ってお店のものを壊した
 - ・他人にケガをさせたしまった など
- 法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金などをお支払いいたします。

持ち物に関する補償

⑦ 携行品(自己負担なし)

- ・海外旅行中に、持っていたスーツケースを盗まれた
 - ・空港の安全確認検査のために、スーツケースのカギを壊されてしまった などの場合に…
- 携行品の時価額を限度とし、携行品の修理費などをお支払いいたします。

《携行品についてのご注意》

- 被保険者の携行する身の回り品に限りです。
- 携行品一つ(1点、1組または1対)あたり10万円(乗車券航空券の場合は合計5万円)を限度とし時価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。
- 業務の目的にのみ使用される設備もしくは什器等は補償の対象外となります。

その他の費用に関する補償

⑧ 旅行中の事故による緊急費用

- ・海外旅行中にケガや病気になり、予約していたゴルフやオプションツアーに参加できなかった
 - ・航空機に預けた手荷物の到着が遅れ(6時間以上)、身の回り品を購入した
 - ・航空機が6時間以上遅れ、宿泊代・食事代などを自己負担した など
- 海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故が原因で出費を余儀なくされた場合に…
- 旅行サービスの取り消し料
 - 身の回り品購入費
 - 交通費・宿泊代 などをお支払いいたします。

※「予期せぬ偶然な事故」は、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、または旅行業者によりその発生の証明がなされるものに限りです。

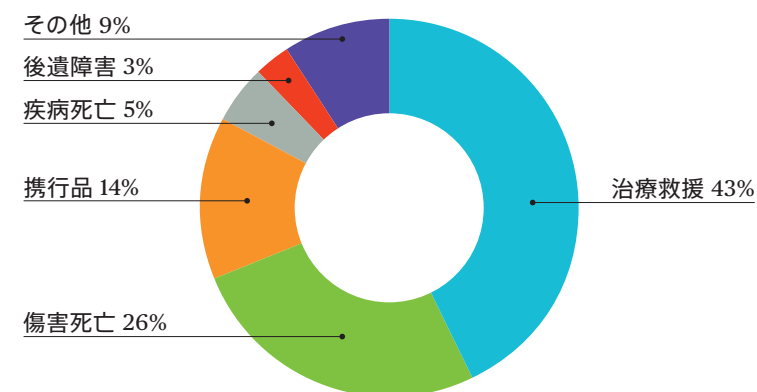
※被保険者が、出発地または乗継地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担した食事代は、保険期間を通じ保険金額の10%を限度とします。

(*)記載されている補償内容の詳細については、重要事項説明書をご確認ください。

弊社における補償項目別 保険金支払い事例

海外旅行では、慣れない環境で、思わぬ事故に遭遇したり、体調を崩したりすることがあります。
日本と違って海外の治療費は高額になることもありますので、十分な注意が必要です。

実際、過去5年間の弊社における保険金支払いのうち43%が治療・救援費用の支払いとなっており、非常に高額の手配になっていくことがわかります。



弊社保険金支払データ(2011年～2015年)より

海外での事故における支払事例

疾病死亡

就寝中、肺血栓になり死亡
被保険者:51歳・男性
行先:グアム
支払保険金:1,850万円

治療・救援費用

左肺気胸と診断され入院
被保険者21歳・女性
行先:フランクフルト
支払保険金:2,176万円

治療・救援費用

急性虫垂炎
被保険者15歳・男性
行先:アメリカ
支払保険金:221万円

治療・救援費用

脱水症状を伴う急性胃腸炎
被保険者28歳・女性
行先:オーストラリア
支払保険金:39万円